

今、弁護士会は新しいステージへ

会長 木村 保夫

横浜弁護士会新聞

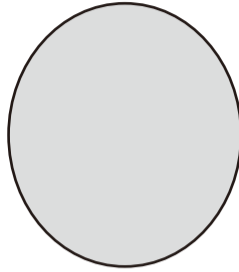
発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

会員集会
日時：平成24年9月28日(金) 午後3時～7時
場所：横浜弁護士会館5階
テーマ：①会名変更について ②理事者の有償制について
臨時総会
日時：平成24年12月4日(火) 午後1時～5時
場所：追って
テーマ：①会名変更について ②理事者の有償制について



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

当会は、いまや会員数1300名の単位会になり、今後も会員数は毎年100名近く増加し続けることが予想されます。また、弁護士や弁護士会を取り巻く状況は、かつて誰も経験したことのないほど厳しいものです。当会は、今こそ生まれ変わり、会員一丸となってこの状況を乗り切っていかなければなりません。そこで私たち平成二十四年度執行部は全会一致で、会員の皆様へ五つの提言を致します。今後、これらについて活発に議論をしていただき、皆様の意見をよく伺ったうえで実現していきたいと思っております。



提言 1

弁護士会館を、来年の8月末までにリニューアルすることを提言します。リニューアルの具体的な内容は、会員の皆様には別にお送りした「会館リニューアル計画」のとおりです。

これによって、1300

- | | |
|----|--------------------|
| 提言 | 1. 弁護士会館リニューアル |
| | 2. 法律相談センターを横浜駅周辺に |
| | 3. 会名変更 |
| | 4. 会長・副会長職の有償制 |
| | 5. 会の意思決定方法の見直し |

提言 2

法律相談センターを交通の利便性の高い横浜駅周辺に進出させることを提言します。

横浜駅の1日の乗降客

は174万5000人です。これに対し、関内駅の乗降客は7万8000人です。横浜駅周辺こそ、神奈川県内で最も人が集まる場所であり、県民が最もアクセスしやすい場所です。当会の法律相談センター業務を拡充するために、横浜駅周辺に相談室を進出させて、夜間相談や土日相談の拡充等によりパワーアップしていくことを提言します。これについては、現在、法律相談センター運営委員会で鋭意検討を進めていただいております。

提言 3

当会の名称を「神奈川

業務を横浜駅周辺に進出

ました。

このようなことは、会

に「たとえ月額30万円

という「30分ルール」の規

この号が出る頃には、

0名の会員の活動拠点が新しくなるとともに、会員の活動を支える弁護士会職員の職場環境が整うこととなります。

「神奈川県弁護士会」と変更し、900万人の神奈川県民に対して神奈川県全体の弁護士会であることを強くアピールし、法律相談業務や中小企業支援業務、高齢者支援などの業務を拡大していく

支度でなりたつています。また、本部とされる藤沢や海老名、大和、鎌倉、茅ヶ崎などに事務所を置く会員も増えてきました。等しく神奈川県内に事務所を置き、そこで仕事をする弁護士の会であるならば、みんなに共通する会名がふさわしいと思えます。

「神奈川県」がふさわしいのか、または別の名称がふさわしいのかは今後、会員集会などで会員の皆様の意見をお聞きして更に検討をすすめていきたいと思っております。

また、総会に次ぐ重要な意思決定機関である常議員会の常議員の数は35名です。これは、会員数が2300名程度であった昭和45年から変わっていません。今後、常議員の数を1300名の会員数に見合った数に見直す必要があると思えます。

山ゆり
この号が出る頃には、すっかり日常に戻っていることは思うが、この原稿を書いている現在、

提言 4

来年度から、会長及び副会長に各々月額30万円の報酬を支給する制度の導入を提言します。

現在の、会務の増大により、会長、副会長は会務に仕事時間のうち、かなりの時間をさかれています。事務所本来の弁護士業務ができないわけですから収入は大幅に減ります。事務所経営が厳しくなっている昨今では、みんなに推されて一度は副会長として会務を担おうと考えたものの経済的に困難であるとして立候補を断念した方も少なくありません。その際

現在、総会の定足数は「会員の6分の1以上」となっており、1300名の会員数だとすると217名以上の出席がないと総会は開けません。しかし、現実には定足数以上の会員が総会に出席することを期待するのは無理なので「定刻から30分を経過し、出席会員数が50名に達したときには開会することができ」と

以上、総会に次ぐ重要な意思決定機関である常議員会の常議員の数は35名です。これは、会員数が2300名程度であった昭和45年から変わっていません。今後、常議員の数を1300名の会員数に見合った数に見直す必要があると思えます。

提言 5

会の意思決定の仕方についての見直しを提言します。

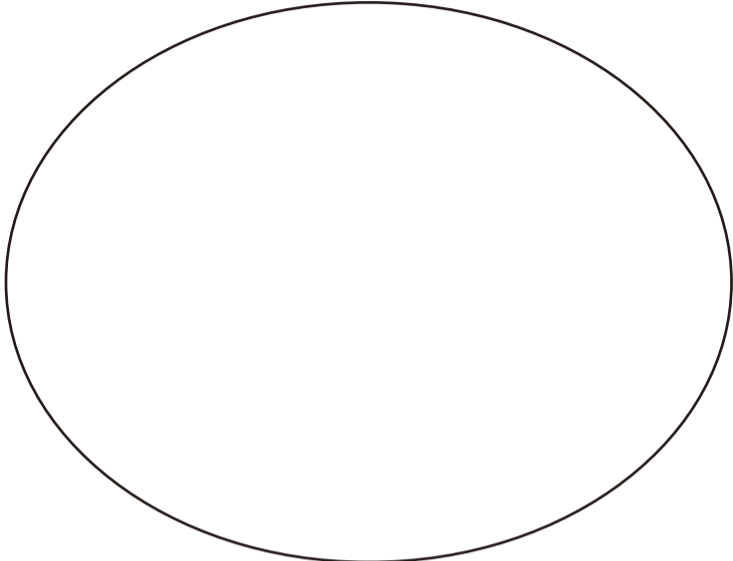
現在、総会の定足数は「会員の6分の1以上」となっており、1300名の会員数だとすると217名以上の出席がないと総会は開けません。しかし、現実には定足数以上の会員が総会に出席することを期待するのは無理なので「定刻から30分を経過し、出席会員数が50名に達したときには開会することができ」と

以上、総会に次ぐ重要な意思決定機関である常議員会の常議員の数は35名です。これは、会員数が2300名程度であった昭和45年から変わっていません。今後、常議員の数を1300名の会員数に見合った数に見直す必要があると思えます。

また、総会に次ぐ重要な意思決定機関である常議員会の常議員の数は35名です。これは、会員数が2300名程度であった昭和45年から変わっていません。今後、常議員の数を1300名の会員数に見合った数に見直す必要があると思えます。

法廷技術研修会

刑事弁護について NITA研修開催される



熱心に証人尋問をする受講生

7月27日と28日、当会館において、NITA(全米法廷技術研修所)のメソッドに基づく法廷技術研修会が開催された。27日は、まずブレインストーミングが行われ、有利・不利全ての証拠を説明できるケースセオリーを見つけることの重要性が指摘された。

続いて主尋問の全体講義の後、各班に分かれて受講生一人ずつ主尋問の実演が行われた。講師からは次々と異議が出され、誘導尋問を使わない主尋問の訓練となった。

初日の午後は、誘導尋

問を多用する反対尋問の基本についての実演指導が行われた。初日の研修終了後、華勝楼において講師をまじえた懇親会が開かれた。

28日は自己矛盾供述を示して敵性証人を弾劾する反対尋問の実演指導の後、ストーリーを語る冒頭陳述の実演指導、弁論の基礎、証明基準と裁判員の勇気づけのための弁論の実演指導が行われた。

今回の研修は、日弁連から京都、佐賀など全国各地の弁護士会に所属する8名の講師が派遣され、2日間とも午前10時

から夕方5時まで、受講生の実演指導を中心とした中身の濃い集中研修であった。

最初は実演でとまどっていた受講生も2日目の午後にはペーパーレスで堂々と意見を述べるようになっていった。

受講生の感想を紹介する。

- ・準備が大変、想像以上のハードな研修だったが、ペーパーレスで話したり自分の実演をビデオで見たりして改善点を見つけることができた。
- ・本を読んだだけでは良

く分らなかったところが、実際にやって講評を受けてみて初めて分かった。

これまでに、これほど疲れ、これほど役に立つ研修はありませんでした。

- ・尋問の恐怖感がなくなった。
- ・2日間十事前準備は大変でしたが本当に生まれ変わった気がします。2年後にまた参加してみたい。

(刑事弁護センター運営委員会委員長 安田 英二郎)

かなパブ 最前線

より充実した 養成と赴任のために

本紙6月号では、かなパブプリック法律事務所(かなパブ)が、弁護士不足地域へ赴任・定着する弁護士の養成を主たる目的とする事務所であることをご紹介した。今回は、かなパブがどのように新人弁護士を養成して送り出し、また赴任後にどのような支援を行っているのかをご紹介する。

かなパブでは、毎年2名ずつ、3年間で合計6名の新人弁護士を採用、岡本吉平弁護士を「鴨川ひまわり(千葉)」に、重野裕子弁護士を「中村ひまわり(高知)」に、森田了導弁護士を「法テラス八雲(北海道)」に

それぞれ送り出し、現在3名を養成中である。養成期間中は、ほぼすべての事件を「ひまわり基金法律事務所」の所長経験者である社員弁護士とチームを組んで共同受任をし、相談・打合せから書面起草、法廷での対応も含め、マンツーマンでOJTを行っている。

事件の種類にも偏りが出ないよう、また、複数の弁護士の事件処理にも触れてもらうため、適宜、主担当の社員弁護士とは別の弁護士ともペアを組んでいる。

また、月3回程度、朝8時半からの「弁護士会議」を行い、事件報告、

それでも、やはり新人弁護士が登録後1〜2年の短期間で弁護士不足地域に赴任し、事件処理から事務所運営まで1人でこなすのは容易でなく、また、出身事務所としての責任も果たすべく、赴任後もサポートを行っている。

具体的には、電話・メール等でのやりとりを初めとして、可能な限り現地訪問を実施している。

この点、「ひまわり基金法律事務所」に赴任した場合には、地元弁護士会、弁護士会連合会、日弁連から各2名ずつ選出される「支援委員会」があり、幸いにも「鴨川ひ

まわり」と「中村ひまわり」は、かなパブの社員弁護士が支援委員の1人となっているため、その委員会開催に合わせるなどして現地訪問をしている。

また、社員弁護士が出張時に足を延ばして、森田弁護士が赴任した「法テラス八雲」にも現地訪問を実施できた。

現地訪問時には、必要に応じて、実際の事件記録を確認しながらの具体的なアドバイスも行い、実践的なサポートを行っている。

赴任先の市民や法曹に「かなパブ出身の弁護士なら信頼できる」と思っていただけのように、充実した養成と赴任のため、努力と工夫を続けていきたい。

(会員 石川 裕一)

外国人登録制度が廃止

どう変わる？ 入管法

7月6日に「改正入管法と外国人住民票制度の実務」に関する研修会が行われた(人権擁護委員

会外国人部会主催、講師：飯田学史会員)。

同月9日から改正法施行ということもあり、入管実務が大きく動く転換期に開催された同研修会には、多数の会員が参加して会場を埋めた。

改正入管法の施行に伴い、外国人登録制度は廃止され、外国人住民票制度が導入された。今後は中長期在留者に対し、外国人登録証の代わりに在留カードが発行されるが(特別永住者には「特別永住者証明書」が発行される)、従来外国人登録証を取得することができた非正規滞在者は住民票制度からこぼれ落ち、今後、彼らに対して外国人登録証若しくは在留カードに相当する書面を発行されることはない。そのため、非正規滞在者の子どもが学校に通えなくな

るのではないかとというように誤った情報も一部流れているようであるが、そのようなことは決してない。

その他にも、新しい制度を巡って噂される誤った情報を飯田会員が一つずつ解いていき、外国人から相談を受けた弁護士が気をつけるべきポイントを確認していった。

大きな制度の変革期にあつて、弁護士は、入管が新制度の運用をどのように行っていくか注視しつつ、新制度に即したアドバイスを相談者やクライアントに与えていかなければならない。

飯田会員の熱意に会場全体が応えるように講義の後も質疑応答が活発に行われるなど、大変有意義な研修会になった。

(会員 駒井 知念)

「あっせん・仲裁実務研究会」のことも

ご存じでしょうか

紛争解決センターは、民事紛争一般の解決を図るべく、当会が設置した裁判外紛争解決機関（ADR）であり、和解あっせん手続と仲裁手続を実施している。同センター運営委員会では、あっせん人候補者の会員も交え、奇数月に実務研究会を開催している。

実務研究会は、同センターに申し立てられた事件について、あっせん人等を担当した会員が講師となり、和解成立までの経過や当事者を説得した際の工夫、苦労話などを報告し、出席者との間でフリーディスカッションを行っている。7月18日の実務研究会では、本間豊会員があっせん人を担当された事件の報告があった。申立人が、仲介業者の誤った説明に基づき、風営法上の許可を得られない物件を借り、賃借し、許可を前提とした造作等を施したことに伴う損害の賠償を同仲介業者に対して求めた事案が、3回の期日で解決に至ったことが報告された。本間豊会員が「解決は自分の力によるものではない」と謙遜されると、同日出席していた会員から「裁判所の手続によっても、短期間の和解による解決は到底望めなかったと思われる事案で、あっせん人の功績が大きい」との指摘があったほか、他の出席者との間でも活発な質疑応答がなされた。

講師の本間豊会員

が、仲介業者の誤った説明に基づき、風営法上の許可を得られない物件を借り、賃借し、許可を前提とした造作等を施したことに伴う損害の賠償を同仲介業者に対して求めた事案が、3回の期日で解決に至ったことが報告された。本間豊会員が「解決は自分の力によるものではない」と謙遜されると、同日出席していた会員から「裁判所の手続によっても、短期間の和解による解決は到底望めなかったと思われる事案で、あっせん人の功績が大きい」との指摘があったほか、他の出席者との間でも活発な質疑応答がなされた。

（紛争解決センター運営委員会副委員長 井上 潮）

理事者室

だより

今こそ会名変更を！

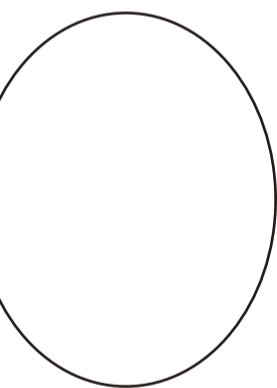
副会長 石井 誠

本紙1面で当会の会名変更について触れられているが、今期執行部はこれをぜひとも実現したい

と考えている。私自身が会名変更賛成する理由は、過去2回の臨時総会において議論された時のもの何ら変わらないが、中でも一番大きいのは、神奈川県民から当会弁護士へのアクセス障害の解消である

。神奈川県民900万人のうち、横浜市民は370万人にすぎず、530万人（約6割）もの県民は横浜市に住んでいない。横浜市民でない県民が当会の弁護士に相談すべくアクセスしようとする際、「横浜」弁護士会に所属している弁護士には相談できないと誤解してしまい、相談に至らなかったという話は昔からたびたび耳にするところである。会名変更をすることによって、このような県民の誤解を少しでも解くことができる。

この問題が臨時総会で検討された10年前は750名であった当会の会員数は、現在では1300名となり、一方で個々の会員の収入は大きく減少している。県民からのアクセス障害解消は、当会会員全体の業務基盤の拡充にもつながる。会館を大幅にリニューアルし、相談センターを外部に移転するなどして当会が生まれ変わろうとしている今こそ、会名変更を実施すべき絶好の機会である。



今期執行部はこの会名変更だけでなく、1面に書かれている諸問題に丸となって取り組んでいく。このような執行部の一員でいられて、私は幸せ者だと思っております。



「もうオレ達のご飯は忘れてしまったんだろ」電話の向こうで感情を露わにする男性に対し、私は言葉に詰まった。福島第一原発で働く現役作業員からだ。

「どこか後ろめたい気持ちを抱えていた私に、男性はさらに続けた。「汚染水の」

「誰かが、国を救ったヒーロー」かのように持て囃していたことへの皮肉と、放

裁であったアスベスト訴訟を想起した。健康被害を受けた建設作業員の訴えを全面的に退けた判決は、最後をこう結んでいた。「被害はアスベスト建材によって恩恵を受けた国民全員が補償すべきものとも考えられる」

長い時間をかけて体内を蝕む「見えない毒」に苦しむ人々に対し、国も、司法も、そして我々の感覚もあまりに鈍いのではないか。原発事故もアスベストも終わったことにはならない。来月福島で男性と再会する約束をした。

（TBSテレビ 吾津 洋一郎）

処理をやったなんて、誰の記憶にも残らない。オレに残るのは身体に溜まった放射能だ。同時に、今年5月に横浜地

書類等の保存期間について慎重な議論

会員 安田 英二郎 (43期)

常議員会は、総会に次ぐ弁護士会の民主的意思決定機関であるから、常に重要な問題が議論される。最近、弁護士会が保存する書類等の保存期間の短縮が話題となった。理事者はベストと考えた議案を提出したが、保存期間をどんどん短くしようとする議案に対して、常議員会では先輩の貴重な記録が失われる恐れがある、各委員会の意見を先

う意見も多かった。保存期間の問題はつまり廃棄の問題であるが、一旦廃棄した資料は永遠に失われる。歴史的に貴重な資料も含まれているかもしれない。廃棄に慎重さを求めた点、常議員会が機能した場面のひとつと思う。貴重な記録は全て電子保存すべきであろう。

今年の常議員会は水曜日開催である、私は水曜日が法科大学院の授業日であるため、1時間ほどで早退せざるをえない場合が多い。最初から欠席と分かっていたら事前に書面で意見を述べることにも考えるが、途中退出となるとの議題まで審議されるか予測がつかない。とくに議案説明者が待っている場合は議事進行が遅れることが多い。結局、意見を言わずに終わることが多く少し残念である。

常議員会では、古い期の弁護士には伝統を踏まえた意見が、若い期の弁護士には新しい考えが求められている。ほっとおいても発言するベテランばかりに任せておいてはいけない。若い期の弁護士も憶することなく積極的に意見を述べてもらいたい。

常議員会
のいま

北海道夏合宿 開催される

取切り戦 伴広樹会員が初優勝!!

7月13、14日の2日間にわたり、本年度横浜法曹ゴルフの北海道夏合宿が開催された。夏合宿では3つの戦いが繰り広げられる。本年度の月例優勝者のみで争われる取切り戦、全員参加の7月例会及び団体戦だ。

初日は小樽カントリー倶楽部。取切り戦は、三谷淳会員と伴広樹会員が共に12で首位、16で吉澤幸次郎会員、17で井上雅彦会員が追う展開となった。2日目、ニドムクラシックのバック

ニドムクラシックにて
左 石井誠副会長、右 伴広樹会員

てみれば伴会員は1打差での逃げ切り優勝となった。「三谷先生以外、全く意識していなかった……」という伴会員。1打差であることを知っていたら、またドラマがあつたかもしれないが、見事、取切り戦初優勝。

7月例会は、初日、久々参加の左部明宏会員が12で、三谷・伴会員と並んで首位でスタートしたが、2日目、渡邊寛一会員が、周囲がスコアを崩す中、安定したゴルフを見せて逆転優勝。渡邊会員は、一昨年も7月例会で優勝しており、北海道での強さを見せつけた。

8月4日、群馬県渋川市内で弁護士会野球部関東大会が開催され、群馬、越前、埼玉、新潟、横浜の5チームが関東地方の王座を争った。

横浜の初戦相手は連覇を続けている優勝候補筆頭の東京チーム。格上のチームであるが、打線を2〜3点に抑えれば十分に勝機がある相手だ。ところが、先発の大役を仰せつかった筆者が2回5失点の大乱調。その後、投げたのはリリーフの元嶋亮会員、打っては森弘史会員、島武広会員などの

若手選手の奮闘により東京を追い詰めたが、序盤の大量失点が重くのしかかり、4対7で完敗した。筆者が今回の新聞記事の原稿を担当することは大会前から決まっていたのであるが、結果としてこのような自虐的な記事を書かざるを得なくなってしまうのは皮肉と言ふほかない。

横浜は得点差で3位決定戦に進出し、古豪新潟チームと対戦した。こちらは畑中隆爾会員、堀江竜太会員、池本康次会員、西村隆雄会員の継投で新潟チームを抑え、3位入賞を果たし、最後の2回

新人弁護士 奮闘記

弁護士登録して1年目の頃は、事件処理の判断に迷うと、「どうしたらいいですかね」と、すぐボスに相談し、ボスの指示通りに事件処理をしていた。

判断にあまり迷っていないときでも、何となくボスに相談していた。ボスに相談しないでも、優しいボスに甘えて、のほほんとして生活を送っていた。普段はクールで物静

いずれにしても、優しいボスに甘えて、のほほんとして生活を送っていた。普段はクールで物静

経験が不足しているところ。裁判例や文庫を十分に調査するなどして、自分の方針を組み立てていくとダメだ」と。

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

最近読んだ中国の歴史書で印象に残ったのは「秦漢帝国」と「隋唐帝国」(いずれも講談社学術文庫)です。前者は記述が明快、後者は内容が詳細で、いずれも力作です。

その雄大な歴史像をみると、中国はやはりアジアの中心という感を強くします。これに日本の歴史がどう関わっていくのか、これから先が楽しみです。

一人前の弁護士になるために

新62期 会員 飯田 信也

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

最近読んだ中国の歴史書で印象に残ったのは「秦漢帝国」と「隋唐帝国」(いずれも講談社学術文庫)です。前者は記述が明快、後者は内容が詳細で、いずれも力作です。

その雄大な歴史像をみると、中国はやはりアジアの中心という感を強くします。これに日本の歴史がどう関わっていくのか、これから先が楽しみです。

「世代交代」なんて 言わせない

若手選手の奮闘により東京を追い詰めたが、序盤の大量失点が重くのしかかり、4対7で完敗した。筆者が今回の新聞記事の原稿を担当することは大会前から決まっていたのであるが、結果としてこのような自虐的な記事を書かざるを得なくなってしまうのは皮肉と言ふほかない。

老後までトク!
税金は全額所得控除で税金もお得。
出金は自由に設定。

老後からラク!
基本は終身年金。だから一生お受け取り。
万が一の時にはご家族に一時金も。

今と未来に確かなメリット

日本弁護士国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス、自分で入る公的な個人年金
自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階
03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp

編集後記

今年で入部10年目となり、40歳を超えた筆者は、東京戦の後、「そろそろ世代交代か」と

意気消沈していたが、筆者よりも一回り以上年長の西村会員から「若手には負けないぞ。一緒に頑張ろう!」と喝を入れられたような気がした。そうだ、まだまだ世代交代なんて言わせない。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

自信が持てるまで、依頼者の話を聞き、事案をきちんと精査し、裁判例や文庫を調べ、法的な問題点やその他事実上の問題点を検討した上で、ボスに自分で考えた事件の処理方針を提案することを心がけている。

一人前の弁護士に向けて、少しずつではあるが、成長できているのではないかと、あの時の兄の熱いアドバイスに感謝している今日この頃である。

(会員) 堀口 憲治郎

デスク 記者 市川 統子

勝俣 豪 常磐 重雄 長谷川 篤司 糸井 淳一 山田 一誠 滝島 広子